

公安委員会 説明資料No. <b>1</b>	入管法等改正法の施行に伴う内閣府令等の改正案に係る意見の募集について	平成24年4月26日 総務省企画課 生活安全企画課 刑事企画課 交通企画課
---------------------------	------------------------------------	---

## 1 趣旨

入管法等改正法※の施行に伴い、内閣府令（8件）及び国家公安委員会規則（14件）について所要の改正を行うに当たり、意見公募手続（期間：平成24年4月27日～5月26日の30日間）を実施しようとするもの。

※ 「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号）及び「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成21年法律第77号）

## 2 入管法等改正法の概要

- ・ 外国人登録制度は廃止。
- ・ 中長期在留者、特別永住者等についても住民票を作成。
- ・ 中長期在留者及び特別永住者に対し、それぞれ在留カード、特別永住者証明書を交付。

## 3 内閣府令等の改正案の概要

### (1) 許可申請書等の添付書類の変更

各種の許可等の申請者が外国人である場合には、従前の外国人登録証明書の写し等に代えて、住民票の写し等を添付書類とする。

#### 【関係法令】

質屋営業法施行規則、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、  
 道路交通法施行規則など

### (2) その他

ア 猟銃等販売事業者等が銃砲等を譲り渡す場合に、外国人である譲受人の本人確認に用いる書類を、在留カード、特別永住者証明書等とする。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第99条）

イ 風俗営業者等が外国人である接客従業者の生年月日、国籍等を確認するためによるべき書類を、在留カード、特別永住者証明書等とする。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令第21条）

ウ 国際犯罪の被疑者供述調書の記載事項として、在留カード、特別永住者証明書等の有無等を定める。

（犯罪捜査規範第234条）

エ その他所要の改正を行う。

### (3) 施行期日

入管法等改正法の施行の日（平成24年7月9日）

公安委員会 説明資料No. 2	警察庁長官に対する異議申立てに係る決定 について(行政機関情報公開法関係)	平成24年4月26日 総務課
<p>(略)</p>		

1 監察実施項目及び監察対象部署

警察庁本庁及び管区警察局は、「暴力団事犯の捜査管理及び暴力団対策の推進状況」について、47都道府県警察に対して監察を実施した。

2 監察実施結果

(1) 基本的な捜査管理等の実施状況

○ 捜査幹部による業務内容の把握、部外者との接触時の幹部報告や捜査情報の保秘の徹底等に係る指導・教養等が適切に行われていた。

× 一方、警察OBとの接触が幹部報告されていない事例が認められたが、対象外と誤認していたためであり、確実な報告の徹底を指導した。

(2) 捜査資料の管理状況

○ 捜査幹部等による捜査資料の管理状況の随時点検、個人保管や庁舎外への持ち出し時の幹部承認、施錠可能な保管庫への保管等、捜査資料の管理が適切に行われていた。

× 一方、捜査資料を未承認で個人保管する事例が認められたが、承認は定期点検時に受ければ足りると誤認していたためであり、事前承認の徹底を指導した。

(3) 捜査協力者の運用・管理状況

○ 捜査幹部らは捜査協力者の適正な運用等の在り方を理解しており、捜査協力者の運用状況の定期的な検証等が適切に行われていた。

× 一方、運用者の適正な評価及び賞揚に関する規定が未整備である事例が認められたが、表彰基準は実務上の慣例で十分と誤認していたためであり、速やかな規定の整備を指導した。

(4) 暴力団排除に係る取組の推進状況

× 暴力団排除条例の内容等の周知徹底、暴力団排除のための地方公共団体との協力体制の構築等が適切に行われているが、地方公共団体における公共工事等に係る暴力団排除規定の整備の遅延が多数認められた。これは、警察からの働きかけの在り方が必ずしも十分でなく、多くの市町村が同規定は暴力団排除条例制定後にこれを根拠として整備することとしているためであり、条例の根拠は不要であることを市町村側に粘り強く説明するよう指導した。

△ 全ての暴力団関係相談の所属長報告、暴力団関係相談の記録化等が適切に行われているが、暴力団関係相談の留意事項等について指示の不徹底が散見された。これは、多くが警察安全相談一般に係る指示で十分と誤認していたためであり、暴力団関係相談の特殊性を踏まえ、指示の徹底を指導した。

○ 所属長判断による部外への暴力団情報の提供等が適切に行われていた。

3 その他

今期の総合監察を通じて各都道府県警察における捜査協力者の運用・管理状況に大きな格差が認められたことから、業務指導等を通じて実態を把握し、捜査協力者が適正に運用・管理されているか検証していく。

また、暴力団排除に取り組む企業等の要請に的確に対応できているか検証していく。

## 1 経緯

平成17年9月から繁華街・歓楽街を再生するための総合対策を主要な繁華街・歓楽街を中心に推進した結果、顕在的な違法行為、迷惑行為が減少するなど一定程度改善されてきた。しかしながら、違法風俗営業や犯罪組織の潜在化の傾向、空き店舗等の増加による街の空洞化等、風俗環境の改善が十分でないにもかかわらず、自治体の取組の停滞が少なからず認められるなど、健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街の再生には至っていない。

このような情勢を踏まえ、商工会、地域住民、自治体等とのより緊密な連携を図りながら、総合的な対策を継続推進し、安全で繁栄したまちづくりに資する。

## 2 「指定都道府県警察」の指定及び推進計画の策定等

これまでどおり、主要な繁華街・歓楽街を管轄する12都道府県警察を指定する。

指定都道府県警察にあつては、重点的な取組を必要とする地域の選定、推進体制の確立、繁華街・歓楽街再生推進計画の策定を行った上で、重点的な取組を推進する。

その他の県警察は、管内の繁華街・歓楽街の実態を踏まえ、必要に応じた取組を推進する。

## 3 対策の重点

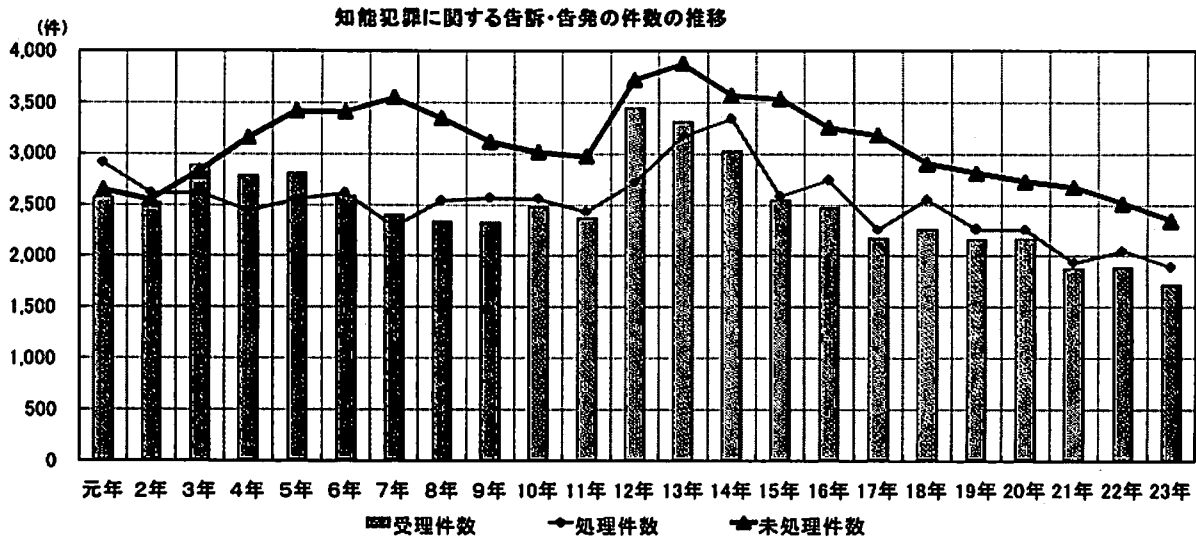
- (1) 商工会、地域住民、自治体等との協働による健全で魅力あふれるまちづくりの推進
- (2) 迷惑行為の防止と街並みの改善による環境浄化
- (3) 風俗関係事犯等及び組織犯罪の取締り並びに犯罪インフラの根絶

## 4 その他

繁華街・歓楽街再生推進計画は概ね3年間で実現を図り、その推進状況に応じて、推進体制、対象地域、施策の内容、推進方策等の見直しを行う。

1 平成23年の知能犯罪に関する告訴・告発の受理・処理・未処理滞留状況

- 受理・処理ともに減少傾向
  - ・受理：前年比－8.6%、ピーク時（平成12年）比－50.1%
  - ・処理：前年比－7.6%、ピーク時（平成14年）比－43.5%
- 未処理滞留事件も減少傾向
  - ・前年比－6.6%、ピーク時（平成13年）比－39.4%
  - ・長期未処理事件（告訴受理後1年以上経過）の割合56.4%



	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
受理件数	2576	2518	2886	2788	2818	2560	2404	2337	2334	2478	2372	3449	3319	3005	2547	2468	2178	2265	2166	2170	1875	1884	1722
処理件数	2907	2614	2613	2440	2551	2612	2279	2538	2563	2554	2428	2713	3167	3339	2578	2742	2254	2546	2258	2253	1901	2044	1888
未処理件数	2848	2548	2825	3155	3411	3405	3542	3342	3114	3015	2975	3715	3867	3563	3531	3257	3181	2900	2808	2725	2669	2509	2343

2 今後の取組

- いわゆる受け流し等を引き起こさないよう告訴相談段階の取扱いに対する指導を強化
- 各府県の告訴等を巡る問題点を踏まえ、事件管理や捜査運営のあり方等について実態に応じた業務指導を行い、迅速・適正な捜査を推進
- 検察協議会の開催、活性化等検察庁との連携を強化
- 全国告訴専門官会議や告訴・告発捜査専科を実施し、告訴・告発の適正な受理・処理要領等について教養
- 告訴・告発事件に係る捜査実績優秀者に対する表彰を実施

## 1 情勢

○ 福岡県には、5つの指定暴力団<sup>※</sup>が存在している上、山口組の下部組織も進出しており、全国的にも厳しい暴力団情勢。

※ 五代目工藤會、道仁会、太州会、三代目福博会、九州誠道会

○ 福岡県南西部では道仁会と九州誠道会の対立抗争事件が、北部では事業者襲撃事件等が多発。

○ 4月19日には警察退職者に対する拳銃使用殺人未遂事件も発生。

## 2 対策

### (1) 福岡県警察における重点的な体制の構築

○ 既存の北九州地区暴力団犯罪捜査課の体制に加え、本部各部門から新たに捜査員を動員し、北九州において集中的な捜査体制を構築。

○ 自動車警ら隊や交通機動隊を北九州地区に多数投入するなどして、職務質問を強化。

○ 企業襲撃や対立抗争の警戒に当たる機動隊員の体制を増強。

### (2) 関係警察との連携

○ 近隣の4県警察が管区機動隊を派遣。北九州地区における警戒、検問等に従事。

○ 4月26日、福岡県警察及び山口県警察が暴力団対策に関する協定を締結。4月10日に締結された北部九州4県警察による協定と共に、福岡県境付近における暴力団対策の支援に活用。

## 1 事故概要等

(1) 平成24年4月23日午前7時57分頃、京都府亀岡市篠町地内の単路において、集団登校中の小学生の列に普通乗用（軽四）自動車が突進し、登校に付き添っていた成人女性1名と、小学生1名が死亡、その他に8名の小学生が重軽傷を負った事故。

### (2) 関係者

#### ア 被疑者

京都府亀岡市居住

男性（18歳）

※普通乗用（軽四）自動車運転（同乗者2名）

※無免許

※飲酒なし

#### イ 被害者

- ・現場近くの安詳<sup>あんしょう</sup>小学校に集団登校中の児童9名と保護者1名
- ・死亡2名（26歳女性、7歳女兒）
- ・重体2名（8歳女兒、6歳男児）
- ・重傷3名（6歳女兒2名、10歳女兒1名）
- ・軽傷3名（いずれも8歳女兒）

## 2 捜査状況

- (1) 京都府警察では、亀岡警察署に特別捜査班を設置
- (2) 4月23日、被疑者を自動車運転過失傷害罪で現行犯逮捕、24日、自動車運転過失致死傷罪及び道路交通法違反（無免許運転の禁止）で身柄付き送致
- (3) 4月23日、本件犯行当時の同乗者2名について、道路交通法違反（無免許運転幫助）で通常逮捕
- (4) 本件犯行車両を被疑者に提供した者についても背後責任を追及

## 3 今後の対策

- (1) 警察と住民による通学時間帯における街頭監視活動の強化
- (2) 夜間の検問等による無免許・飲酒運転の検挙
- (3) 道路管理者との間において、道路構造上のいかなる対応が可能か協議

### 1 情報セキュリティ政策会議

平成17年5月、IT戦略本部決定により、官民における統一的・横断的な情報セキュリティ対策の推進を図るため、戦略本部の下に設置。

議長：内閣官房長官

議長代理：内閣府特命担当大臣（科学技術政策）

構成員：国家公安委員会委員長、総務大臣、経済産業大臣、防衛大臣  
及び有識者6名

### 2 開催日

平成24年4月26日（木）9時～9時45分 於：官邸4階大会議室

### 3 議題

#### (1) 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改定

各府省庁の情報セキュリティポリシーのガイドラインとして策定しているもの。標的型攻撃等新たな脅威への対応や、情報を取り扱う区域のクラス区分ごとの対策に関する規定を追加。

#### (2) 「重要インフラの情報セキュリティに係る第2次行動計画」の改定

政府と重要インフラ事業者の共通の行動計画として策定しているもの。災害時に備えた事業継続計画の充実、政府機関との情報共有体制の強化等について追加した上、計画期間を平成25年度まで延長。

#### (3) 「情報セキュリティ2012」の骨子案

政府の情報セキュリティ政策に係る年度計画の骨子案を取りまとめたもの。警察関連施策として、「官民のサイバー攻撃情報共有ネットワーク及び関係団体間の情報連携」、「不正アクセス防止対策の強化」等が記載されている。年度計画としての決定は今年7月の予定。